

東日本大震災被災動物に対する個体識別(所有明示)推進の支援措置方針

(目的)

第1 東日本大震災において被災した犬・猫等の家庭動物（以下「被災動物」という。）については、地方獣医師会において動物救援活動が実施されているところであるが、当該被災動物に対し地方獣医師会が行う動物救援活動の一環として、マイクロチップによる個体識別（所有明示）措置の円滑な実施を支援することにより、動物愛護管理法が求める動物の所有者の責務の発揮を推進する。

(支援措置)

第2 日本獣医師会は、日本獣医師会の行う動物適正管理個体識別等普及推進事業（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置（以下「動物ID措置」という。）と動物ID個体情報の登録・照会）により、次の各号により掲げるとこころにより行われる「動物ID措置」の実施と動物ID個体情報の登録（以下「動物ID登録」という。）の円滑な実施を支援する。

- (1) 被災県・市(以下「被災県等」という。)又は被災県等の区域に存する地方獣医師会(以下「被災獣医師会」という。)により被災動物に対し行われる「動物ID措置」及び「動物ID登録」
- (2) 地方獣医師会により被災県等からの避難飼い主が同行した被災動物に対し行われる「動物ID措置」及び「動物ID登録」
- (3) その他本会会長が必要として認めた被災動物の「動物ID措置」及び「動物ID登録」

2 支援措置は、被災獣医師会又は地方獣医師会の申し出を受けて実施する。

(支援の内容等)

第3 本会は、被災獣医師会又は地方獣医師会の申し出により、支援措置の対象となる被災動物の「動物ID措置」の実施に必要となるマイクロチップを提供する。なお、提供するマイクロチップの数は、本会に申し出のあった地方獣医師会の要請を考慮し決定するが、使用するマイクロチップは、国内におけるマイクロチップ販売会社の協力を得て用意するほか、必要に応じ本会が提供する。

2 支援措置により、「動物ID措置」を実施した被災動物の動物ID情報については、本会の「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」に基づくシステムへの登録を次

により行う。

(1) 「動物 ID 登録」の申込みは、原則として被災獣医師会又は地方獣医師会を経由して行う。

(2) 支援措置による「動物 ID 登録」に当たり必要となる登録料は無償とする。

(実施期間)

第4 支援措置に係るマイクロチップ提供及び「動物 ID 登録」の支援措置は、当面平成23年10月末日まで地方獣医師会から支援申込みがあったものを対象とする。なお、実施期間は、本会会长が必要と認めたときは延長することができる。

(実施状況の報告)

第5 支援措置を受けた被災獣医師会及び地方獣医師会は、本会からの求めに応じ、支援措置の終了後速やかに本会会长あて実施概要（実施頭数及び実施場所等）を報告する。

(附 則)

この方針は、平成23年4月28日から適用する。

(平成23年4月28日付け 23日獣発第24号)